

事業者の皆さんへ

名古屋市では資源化可能な紙類は
ごみ処理施設への搬入が

禁止されています!

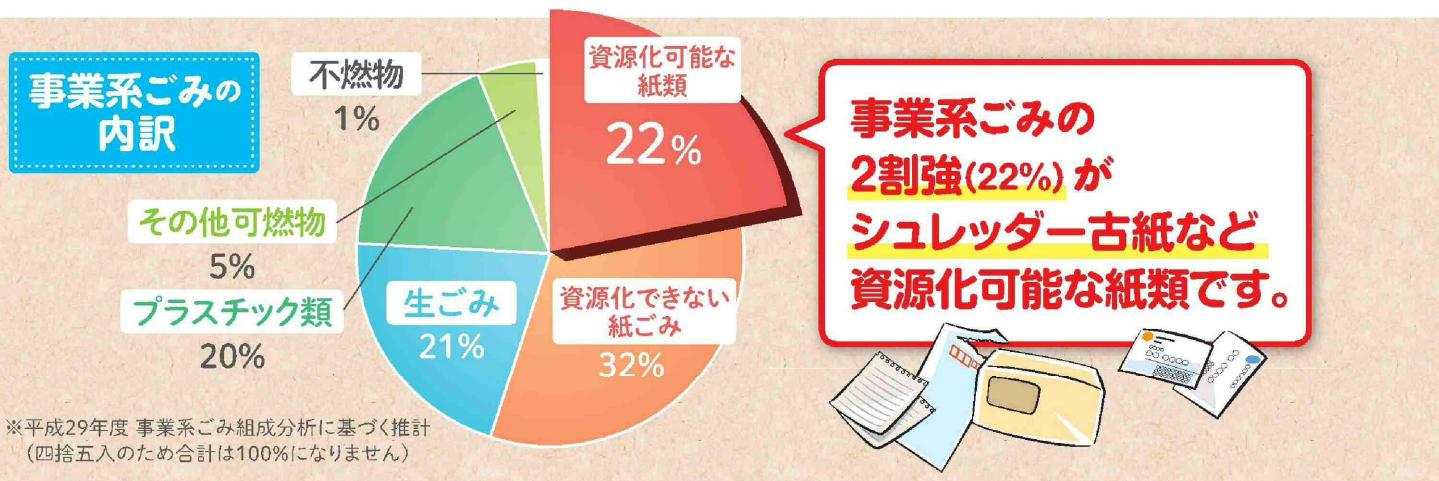


ごみとして出したり、ごみに混ぜたりすることができません！

シュレッダー古紙もリサイクルをお願いします！

新聞、雑誌、コピー用紙など、資源化可能な紙類は、平成11年（1999年）から焼却工場への搬入が禁止され、ごみとして出せなくなっています。しかし、可燃ごみには、まだまだ資源化可能な紙類が混ざっています。

とりわけ シュレッダー古紙は、資源化が可能ですが、可燃ごみとして出されているケースが多く見受けられます。シュレッダー古紙はごみではなく、資源としてリサイクルしてください。



資源化を推進し、循環型社会をめざしましょう！

事業系ごみの内訳をみると、シュレッダー古紙などの資源化を進めることで、今より2割ごみを減らすことが可能です。

今までごみとして捨てられていたものがリサイクルされ、再生紙などの新しい製品に生まれ変わることになれば、環境への負荷を低減できます。

正しく分別することによって、
シュレッダー古紙も
再生紙などの新しい製品に
生まれ変わります！



古紙分別の基本!!「種類ごとに分ける」

紙は種類によってリサイクルされる用途が違うため、種類ごとに分けるのが基本です。
分別排出を心がけましょう! ※具体的な分別排出の方法は、実際に回収を依頼する業者に相談してください。



分別した古紙の資源化方法

方法① 事業系ごみの収集業者に依頼する

現在、事業系ごみの収集を契約している業者（一般廃棄物収集運搬許可業者）に、出し方について相談してみましょう。

一般廃棄物収集運搬許可業者に関するお問い合わせ先

名古屋市一般廃棄物事業協同組合:052-961-5383

【ウェブサイト】<http://www.meiichikyo.or.jp/>

方法② 古紙業者に回収を依頼する

古紙回収の専門業者に依頼することも可能です。

古紙業者に関するお問い合わせ先

名古屋リサイクル協同組合:052-582-3990

【ウェブサイト】<http://www.aiweb.or.jp/meirikyo/>

方法③ 古紙業者に自ら持ち込む

市内には古紙を直接持ち込むことができる施設が複数あります。

持ち込み先に関するお問い合わせ先

愛知県古紙協同組合:052-533-2371

【ウェブサイト】<http://www.aiweb.or.jp/koshikyo/>

※発生量が少なく、まとまった量が出ない場合は、ビル内や近隣の事業者に呼びかけ、複数の事業所でまとめて排出するなどの検討もお願いします。

機密書類のリサイクル

個人情報等を含んだ機密書類は、機密性を保持したままの資源化（製紙会社での直接溶解処理など）も可能です。自社でシュレッダー処理する手間もかからないので、契約している業者や、古紙業者に問い合わせてみましょう。

※分別が不十分なごみの搬入に際し、収集業者は市から指導を受けるため、分別排出の状況がよくない事業者さんには、（市だけでなく）収集業者からも注意・お願い等をすることがあります。分別が不十分なごみは、収集しない（できない）場合があります。きちんと分別排出をお願いします。